

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年7月15日（平成28年（行個）諮問第113号）

答申日：平成28年11月10日（平成28年度（行個）答申第123号）

事件名：本人が郵送した請願書に関する書類の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成28年3月3日付け総行住第37号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) この通知「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」が正しいものなら、異議申立人が請願した書類は又、これに関する書類が保有等されているはずである。

開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成・保有していないための理由（開示をしないこと）にはならない。

（略）

(2) 異議申立人が特定日Bにて、特定郵便局Bから郵送した「保有個人情報開示請求書」は、あて先が総務大臣高市早苗様である。

異議申立人は総務大臣の名前は高市早苗しか知りません。新聞等にまちがいがあったのでしょうか。

「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」は、総務大臣山本早苗となっております。

この文書（平成28年3月3日付け総行住第37号）は、まちががなく、総務大臣から届いた物なのでしょうか。

この決定通知書はあらでのさぎではないかとうたがっています。

だから、高市早苗さまで申請（開示請求）した書類について、総務大臣の名前にあやまりがあると、異議申立人に補正を求める連絡があつてしかるべきだと思います。

よって、この決定通知書は誤りであるから取り消しの通知が必須であると思います。

正しいのなら、これで法律要件がととのっているというのなら、異議申立人にわかるように説明してください。

尚、この通知書が有効であるなら、異議申立人の書類（請願書等及びマイナンバーの封とう）はどこへ消えたのでしょうか。おうかがいします。

以上、開示すべきである。

（略）

行政の長、総務省の長なら、開示すべきである。尚、請願法の5条において誠実な処理をおこなっている。

尚、参考までに書きます。

この法律に適合する請原は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

又、憲法にうたつてある請願する権利をおびやかすものであると思います。

（3）この決定に不服がある場合にはの教示部分について

「～総務大臣に意義申立てをすることができます（なお、～意義申立てをすることについての意義とはどういう意味でしょうか。

異議申立人の特定辞書では

意義

① 意味。わけ言語学では、特に「意味」と区別して「一つの語が文脈を離れてもさし得る内容」の意に使うこともある。

② 物事が他との連関において持つ価値・重要さ。「参加することに一がある」

異議・異儀

① 他人とちがった議論や。異論。「一なし」「一を唱える」

② 〔法〕（「異議」と書く）訴訟で裁判機関・書記官等又は相手方の行為・手続違背等に対する当事者の不服申立てなどをいう。

だから、この異議申立人への「～開示をしない旨の決定について」は異議申立ての権利をはくだつしていることから、再決定の通知を行うべきである。

（4）この決定通知書が有効なら、異議申立人の請願書等の開示をすべきである。

参こうまでに、異議申立人が特定郵便局Aから総務大臣高市早苗様に

郵送した文書等を添付します。(略)

もし届いていないのなら、特定郵便局Aのなんらかのまちがいがあったのでしょうか。郵便局におといあわせください。

あるいは、総務大臣高市早苗様とに郵送したのがいけなかったのでしょうか。

総務大臣は二人いるのでしょうか。

総務大臣高市早苗様は実在しないのでしょうか。

郵便物等配達証明書には高市早苗様に受取ってもらったと特定郵便局Cから証明書が届いていますが、やはりこれはさぎをうたがうべきでしょうか。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 総務省における異議申立人の請願書等に対する対応の経緯について

特定日C付け大臣官房総務課受付(特定番号)にて、異議申立人からの処分庁等宛ての「請願書(そして、苦情です)」を受付。

当該請願書の他、開示請求者の通知カード兼個人番号カード申請書(以下「通知カード等」という。)が同封されていたことから、住民制度課から特定市役所に適切に対応いただくよう電話にて説明し、通知カード等については特定日Dに簡易書留にて特定市役所に送付を行った。なお、この際、当省において異議申立人の保有個人情報を記録した行政文書は特段作成していない。

2 本件開示請求を全部不開示とした理由について

異議申立人は、「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」が正しいものなら、書類が保有等されているはずであると主張しているが、前述のとおり、請願書(そして、苦情です)の対応については、通知カード等を簡易書留にて特定市役所に送付したのみであり、異議申立人の個人情報を記録した行政文書は作成していない。

さらに「保有個人情報開示請求」における請求では、『請願書(そして、苦情です)についての書類から、マイナンバーに関して、特定市役所(市長等にあてた)調査等(請願)をしたきろくの書類等、異議申立人の請願について、誠実な処理を行っていただいたまでのいっさいがっさいのわかる書類等。』と記されていることから請願書そのもの(又は写し)については、開示対象とは解されない。

以上のことから、異議申立人の主張は認められず、原処分を維持することが妥当である。

・ 補足意見

異議申立書において、異議申立て理由として、決裁権者が「山本早苗」

となっており、「この文書（平成28年3月3日付け総行住第37号）は、まちがいなく、総務大臣から届いた物なのではないでしょうか。この決定通知書はあらでのさぎではないかとうたがっています。」と記載されている。

これについては、「総務大臣の呼称について」（2014年9月3日付）において、政府代表への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については、本名を使用する旨が記されており、これに準じた対応となっている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月4日 審議
- ④ 同年11月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報とは、「特定日Aに異議申立人が特定郵便局Aから、総務省総務大臣 高市早苗様、総務大臣政務官 輿水恵一様、同政務官 古賀篤様、そして森屋宏様に郵送した請願書（そして、苦情です）についての書類から、マイナンバーに関して、特定市役所（市長等にあてた）に調査等（請願）をしたきろくの書類等、異議申立人の請願について、誠実な処理を行っていただいたまでのいっさいがっさいのわかる書類等」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、（1）上記の請願書（以下「本件請願書」という。）又は（2）これに関する書類が保有されているはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

（1）本件請願書に記録された保有個人情報の保有の有無について

ア 諮問庁は、異議申立人が開示を求める本件請願書について、本件開示請求書において「請願書（そして、苦情です）についての書類から、マイナンバーに関して、特定市役所（市長等にあてた）調査等（請願）をしたきろくの書類等、異議申立人の請願について、誠実な処理を行っていただいたまでのいっさいがっさいのわかる書類等」と記載されていることをもって、開示対象とは解されない旨説明している。

イ しかし、上記の本件開示請求書の記載のみからは、必ずしも明確に本件請願書を除いているとまではいえず、さらに、異議申立人が、異議申立書において「異議申立人が請願した書類は又、これに関する書

類が保有等されているはずである。」，「異議申立人の書類（請願書等及びマイナンバーの封とう）はどこへ消えたのでしょうか。」等と主張していることと併せ考えると，本件請願書に記録された保有個人情報について開示対象と解されないとする上記諮問庁の説明は首肯できない。

ウ 他方，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件請願書は，総務省において保有しているとのことであった。

エ 以上を踏まえると，本件請願書に記録された保有個人情報については，本件対象保有個人情報に該当すると認めるのが相当であることから，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

(2) 本件請願書に関する書類に記録された保有個人情報の保有の有無について

ア 本件請願書の外，本件請願書に関する書類に記録された保有個人情報に該当するものの保有の有無について，諮問庁は，本件請願書の対応については通知カード等を簡易書留にて特定市役所に送付したのみであり，異議申立人の保有個人情報を記録した行政文書は作成していない旨説明する。

イ これに関し，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

(ア) 異議申立人から郵送された本件請願書及び通知カード等は，まず，総務省の文書受付の窓口である大臣官房総務課において受領した。

(イ) 大臣官房総務課においては，本件請願書及び通知カード等が書留で送付されてきたことから，書留等特殊な郵便物の受領を記録するために同課で用いている書留郵便物交付簿（受渡簿）に，本件請願書及び通知カード等の受領日，差出人名，宛先及び回付先を記載した。

(ウ) その後，本件請願書の内容から，本件請願書及び通知カード等は自治行政局に回付されることとなり，回付を受けた自治行政局において，本件請願書の内容を確認したところ，「通知カードについて，総務省で処分してください」との記載があったことから，通知カード等の発行元である特定市役所と電話にて協議し，特定市役所にて適切に処理してもらうこととなったため，総務省行政文書取扱規則の規定に照らし，本件請願書及び通知カード等は文書管理システム上の受付簿への登録を行う必要のない「軽易な文書」と判断し，同受付簿には登録をせず，通知カード等を特定市役所に簡易書留にて送付した。

(エ) なお，通知カード等を送付した際に，送付の依頼主の住所・氏名，届け先の氏名等を記載した書留・特定記録郵便物等受領証が日本郵

便株式会社から交付されたところ、当該受領証は、総務省において保有している。

(オ) 上記(イ)の大臣官房総務課の受渡簿及び上記(エ)の書留・特定記録郵便物等受領証に記録された保有個人情報以外について、関係部局の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、該当する保有個人情報は見当たらなかった。

ウ 以上について検討すると、まず、上記諮問庁の説明によれば、上記イ(イ)の書留郵便物交付簿(受渡簿)には、本件請願書及び通知カード等の受領日、差出人名等が記載されており、また、上記イ(エ)の書留・特定記録郵便物等受領証には、通知カード等の送付の依頼主の住所・氏名、届け先の氏名等が記載されているとのことである。

エ そうすると、当該書留郵便物交付簿(受渡簿)及び当該書留・特定記録郵便物等受領証の記載内容は、異議申立人の請願を処理した経緯として記録された異議申立人の保有個人情報に該当すると認められることから、当該書留郵便物交付簿(受渡簿)及び当該書留・特定記録郵便物等受領証に記録された保有個人情報については、本件請願書に関する書類に記録された保有個人情報に該当するものとして特定し、改めて開示決定等をすべきである。

オ その他、本件請願書に関する書類に記録された保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情は認められず、上記イ(オ)の保有個人情報の探索の方法及び範囲にも特段の問題はないと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、不開示決定通知書において、正しくは「異議申立て」と記載すべきところ、「意義申立て」と記載されていることをもって再決定の通知をすべきであるとする主張も含め、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において別紙の2に掲げる保有個人情報を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件対象保有個人情報

特定日 A に異議申立人が特定郵便局 A から、総務省総務大臣 高市早苗様、総務大臣政務官 輿水恵一様、同政務官 古賀篤様、そして森屋宏様に郵送した請願書（そして、苦情です）についての書類から、マイナンバーに関して、特定市役所（市長等にあてた）に調査等（請願）をしたきろくの書類等、異議申立人の請願について、誠実な処理を行っていただいたまでのいっさいがっさいのわかる書類等

2 新たに開示決定等をすべき保有個人情報

(1) 本件請願書に記録された保有個人情報

(2) 諮問庁が本件請願書及び通知カード等の受付について記録したとする大臣官房総務課の書留郵便物交付簿（受渡簿）に記録された保有個人情報

(3) 通知カード等を特定市役所に送付した際に交付された書留・特定記録郵便物等受領証に記録された保有個人情報